

第32回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和7年6月25日(水) 午前9時30分
2. 総会の場所 三川町役場 議場
3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員 2番 大川里美 委員 4番 恩田明雄 委員
5番 五十嵐晃樹 委員 6番 齋藤俊介 委員 7番 石栗 聡 委員
8番 齋藤 学 委員 9番 齋藤 茂

農地利用最適化推進委員

菅原義弘 推進委員 松田 潤 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。
3番 志田敏朗 委員 10番 庄司正廣 委員
大沼隆一 推進委員
5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
第3 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6. 議 長 三川町農業委員会 会長職務代理 齋藤 茂

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 長 菅原 勲
総務係 長 渡部 涼子
調整主任 須藤 輝一
会計年度任用職員 高橋 加奈

議 長 　ただ今より、第32回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(9:30)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
したがって、1番 黒田 暢 委員、5番 五十嵐 晃樹 委員の2名を指名
します。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の
受理について」から日程第2 報告第2号「農地の転用事実に関する照会につ
いて」までの報告を求めます。
事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第1号 ≫
(説明) ≪ 報告第2号 ≫

議 長 　以上で日程第1から日程第2までの報告を終わります。
次に、日程第3 議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて」を議題とし、審議します。
事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第76号 ≫

議 長 　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め
ます。
(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第4 議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請に対す
る意見について」を議題とし、審議します。事務局の説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第77号 ≫

議 長 　本案については、転用でありますので、過日実査しております。実査委員長
より報告を求めます。
8番 齋藤 学 委員 登壇願います。

8番 齋藤学です。農地法第5条の規定による許可申請につきまして**町
内会の案件をご報告いたします。去る6月9日、志田委員、大川委員と私、事
務局より渡部総務係長の4名で申請地の現状を実査しました。この土地は*
の土地に、息子の**が住宅用地として利用するため転用す
るものであります。現状としましては、現在、住宅予定地に家庭菜園程度の耕
作をしているものの、その他は保全管理が行われておりました。地図の南側の

農地は以前、柿畑であったが現在は耕作しておらず、草刈等もきれいにされており、申請地の東、西、南側には住宅地が存在し、北側には道路があり、住宅の中に取り残された農地のため、転用後の雨水等の排水についても問題ないと思われます。転用については問題なく許可相当と判断いたします。

議 長 これより質疑に入ります。本案について、ご意見ございませんか。

7 番 石栗 聡 委員

7 番 石栗です。面積について質問です。報告第1号の番号1の****と同じ農地と思われますが、報告第1号での面積は1,082㎡、転用では334.08㎡です、この****が元の****だったということでしょうか。

渡部総務係長 分筆前、転用がかかっている****を含む階段状の形全てが****になっておりました。分筆後に枝番を付ける際、残る方が最初の筆を引き継ぐというのが多いと思われませんが、今回新しく切り出した方が****で登記になっています。

7 番 わかりました。

議 長 他にご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案については、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については「許可相当」といたします。

暫時休憩します。

(9 : 43)

再開します。

(9 : 44)

以上をもちまして、第32回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9 : 44)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 1 番

議事録署名委員 5 番